

たきのうがたしょうがいしゃしえん けんせつ 多機能型 障害者支援センターの建設に

りかい きょうりょく ねが ご理解とご協力をお願いします

しゃかいふくしほうじん じりつ いえ
社会福祉法人 A J U 自立の家

しょうがいしゃじりつしえんほう りてん い 障害者自立支援法の利点を活かした

たきのうがた しんしせつけんせつ 多機能型・新施設建設にむけて

へいせい ねん しょうがいしゃじりつしえんほう しこう わたし めざ しせつ ほう りてん
平成 18 年、障害者自立支援法が施行されました。私たちが目指す施設は、この法の利点である
「3 障害一元化」「地域移行」「就労支援」の実現をめざすものです。従来の施設から脱皮した多機能型
しょうがいしゃしえん こうそう ねん
障害者支援センター構想を 1 年がかりで作りあげました。

しょうがいいちげんか 3 障害一元化

これまで、ちてきしょうがい せいしんしょうがい しんたいしょうがい べつべつ ほうりつ もと ていきょう
知的障害・精神障害・身体障害と別々の法律に基づいていたため、サービスを提供
する仕組みも異なっていたのですが、いちげんか りてん い しょうがい ひと たいしょう
一元化された利点を活かし障害をもつ人すべてを対象にした
しえん
支援センターをめざしています。

ちいきいこう 地域移行

ちいきいこう じりつ いえ もっと とくい くに こうそう さきど ねんまえ と
地域移行は、A J U 自立の家の最も得意とするところであり、国の構想を先取りし 18 年前から取り
く 組んできました。いままでのけいけん ちしき じっせき い しせつ びょういん おやもと じりつ
経験と知識、そして実績を活かして、施設や病院、そして親元から自立し
てちいきしゃかい せいかつ し く
地域社会で生活できる仕組みをつくらうとするものです。

しゅうろうしえん 就労支援

ねんまえ しんたいしょうがいしゃ はたら ば もう ねんまえ ちてきしょうがいしゃ はたら ば もう こんご
18 年前に身体障害者の働く場を設け、11 年前には知的障害者の働く場を設けました。今後
せいしんしょうがいしゃ ぶく だれ ちから い しゃかい なか はたら しゃかいてき けいざいてき
は精神障害者を含めて、誰もがそのもてる力を活かして社会の中で働き、社会的にも経済的にも
じりつ しく
自立していける仕組みをつくらうとするものです。

こうれいしゃ しえん 高齢者の支援

こうれい かいご ひつよう かた そうだんしえん にんちしょう かたがた
高齢で介護が必要な方への相談支援やケアマネジメントをおこなうとともに、認知症の方々への
けんりようごじぎょう じっし す な ちいき せいかつ かいごほけん どうじ
権利擁護事業を実施し、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるように介護保険のサービスも同時に
ていきょう
提供します。

たきのうがた しんしせつ
多機能型・新施設とは

なごやししょうわくわかやぎちょう ちょうめ ばん
名古屋市昭和区若柳町2丁目14番2

くぶん 区分	じぎょう しゅるい 事業の種類	ていいん 定員
かい 3階	しゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業	にん 24人
かい 2階	しょうがいしゃ はげんじぎょう 障害者ホームヘルパー派遣事業	-
かい 1階	しゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業	かい ふく 3階に含む

なごやししょうわくまつかぜちょう ちょうめ ばん
名古屋市昭和区松風町3丁目7番

くぶん 区分	じぎょう しゅるい 事業の種類	ていいん 定員
かい 4階	じりつくんれんじぎょう つうしょがた 自立訓練事業（通所型）	にん 24人
かい 3階	じりつくんれんじぎょう しゆくはくがた 自立訓練事業（宿泊型）	にん 15人
かい 2階	しょうがいしゃふくし 障害者福祉ホーム	にん 5人
	こうれいしゃ はげんじぎょうなど 高齢者ホームヘルパー派遣事業等	-
かい 1階	しゅうろうけいぞくしえんじぎょう がた 就労継続支援事業（B型）	にん 10人
	しょうがいしゃちいきせいかつしえん 障害者地域生活支援センター	-

わかやぎちょう まつかぜちょう けいかく たきのうがた しんしせつ つぎ じぎょう しゅるい ないよう
若柳町と松風町で計画している多機能型・新施設は、次のような事業の種類と内容です。

わかやぎちょう じっし じぎょう
〔若柳町で実施する事業〕

- ・就労移行支援事業・・・社会復帰のためのリハビリの最終段階で、一般就労するために必要な知識や技術、職場でのマナーなどを身につける訓練をします。訓練期間は1年程度です。
- ・障害者ホームヘルパー派遣事業・・・障害者の自宅ヘルパーを派遣します。

まつかぜちょう じっし じぎょう
〔松風町で実施する事業〕

- ・自立訓練事業・・・通所での利用と宿泊での利用を予定しています。生活の基礎となる生活リズムを習得する日常生活訓練から始まり、コミュニケーションやマナーなどの社会性を身につける社会適応訓練を行います。訓練期間は1年程度です。
- ・障害者福祉ホーム・・・自立訓練事業と同じような訓練内容ですが、ゆっくり自立していく方々を対象に実施するもので、訓練期間を4年程度と予定しています。
- ・高齢者ホームヘルパー派遣事業（介護保険事業）・・・高齢者の自宅ヘルパーを派遣します。あわせて様々な相談にお応えするケアプラン作成のお手伝いも行います。
- ・就労継続支援事業・・・障害者の働く場です。喫茶店を予定しています。
- ・障害者地域生活支援センター・・・主に障害者の各種相談にお応えします。

りょうしゃ しょうがいていど
〔利用者の障害程度〕

じりつくんれん しゅうろういこうしえん さいしゅうもくてき いっぱんしゅうろう しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいていど
自立訓練および就労移行支援は、最終目的を一般就労としますので、障害者自立支援法の障害程度区分では、区分1に該当する最も程度の軽い精神障害者が利用すると想定しています。障害者福祉ホームは、区分4～6程度の中度から重度の身体障害者、区分1～4程度の軽度から中度の知的障害者が利用すると想定しています。就労継続支援は、区分1～2程度の軽度の身体障害者および知的障害者、区分1の最も程度の軽い精神障害者が利用すると想定しています。

しょうがいていどくぶん しょうがい ていど しめ きじゆん くぶん くぶん くぶん もっと かる くぶん もっと おも しょうがい
障害程度区分とは、障害の程度を示す基準で区分1から区分6まであります。区分1が最も軽く区分6が最も重い障害です。介護保険の要介護度と同じ仕組みで考えられており、区分1が要支援に、区分6が要介護5に相当します。

このチラシに関するお問い合わせ、ご意見、ご要望は、電話、ファックス、メールなどでお寄せ下さい。

社会福祉法人AJU自立の家 名古屋市昭和区恵方町2-15 info@aju-cil.com

常務理事 山田昭義 施設準備室 鬼頭義徳、小山秀隆 TEL: 841-5554 FAX: 841-2221